

行政相談月間

総務省では、国や特殊法人など業務について、国民の皆様から苦情や要望等を受け付ける「行政相談」を行っています。9月と10月の2か月間を、行政相談月間として、行政相談制度の周知に努めています。

町でも、毎月第3水曜日の13時から15時まで、行政相談を行っています。年金、保険、税金、登記、社会福祉、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービス等について、苦情や要望等がありましたら、お気軽にご相談ください。相談は、無料で秘密は守られます。

◎豊山町での行政相談
(よろず相談内)

▼とき 9月17日(水)13時～15時

▼ところ 役場3階会議室3

▼相談員 行政相談委員
人権擁護委員



▼問合せ 総務課総務・財政グループ

☎ 28・60003

福祉課福祉グループ

☎ 28・0912

家電4品目の処分方法

テレビやエアコンなど家電4品目は、冷媒ガスや貴金属などの環境負荷が高い部品が使用されており、小売業者による引き取りと製造業者等によるリサ

イクルが義務付けられているため、町では処分できません。次のとおり適切に手続きをして、廃棄物の減量と資源の有効活用を図りましょう。

▼家電4品目

- ・家庭用エアコン
- ・テレビ(ブラウン管、液晶、有機EL、プラズマ)
- ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫
- ・電気洗濯機、衣類乾燥機

▼処分方法

処分方法は次の2つの方法があります。

①買替え時に、販売店に引取りを依頼する。

②郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引取場所に自身で持ち込む。

※リサイクル料金は、品目、メーカー、大きさ等で異なります。販売店又は郵便局で確認してください。

※町の最寄りの指定引取場所は、朝日金属(株)(名古屋市北区六が池町555番地)です。

家電リサイクルについて、詳細が知りたい方は、家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。

28・0916



動物愛護週間

9月20日(土)から26日(金)は動物愛護週間です。動物の愛護と動物の正しい飼い方について、関心と理解を深めていくことを目的にしています。

▽動物を飼うときは、習性をよく理解し、終生責任を持って飼いましょう。

▽飼い主は、鑑札や迷子札を付けさせるなど所有者明示をしましょう。散歩の際には、必ずリード(引き綱)をつけましょう。

▽感染症予防や交通事故防止のため、猫は室内飼育をお勧めします。

また、飼い主のいない猫などの野生動物には無責任に餌を与えないようにしてください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

令和7年度動物愛護週間ポスター
最優秀作品(環境大臣賞)



狂犬病予防注射はお済みでしょうか

狂犬病は犬だけの病気ではなく、人を含め全ての哺乳類に感染します。また、一旦発症すると有効な治療法がない恐ろしい病気です。

狂犬病予防法では、犬の飼い主は、4月から6月にかけて、飼い犬(生後90日を超える)に狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

まだお済みでない方に対して督促ハガキを送付させていただきます。必ず動物病院にて、狂犬病予防注射を受けさせてください。また、飼い犬が獣医師より接種不可と診断され注射猶予証明を受けた場合、飼い犬の死亡や登録情報に変更があった場合には役場での手続きが必要です。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

リサイクルステーションの休止

10月5日(日)は、豊山町民体育大会実施のため、リサイクルステーションを休止します。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916